

令和2年度 彦根市男女共同参画審議会（第2回） 議事録

日時 令和2年11月2日（月）

14時30分～16時00分

場所 彦根駅西口仮庁舎 4D会議室
（アル・プラザ彦根4階）

出席者：富川拓、横田祥子、森將豪、高井優子、河原林正、大森聡、安達昇、酒井忠夫、秋野浩一、野村恵美子、上田美佳、成宮恵津子、東幸子

欠席者：上橋文彰、加藤郁 ※敬称略

事務局：企画振興部長 長野繁樹、 企画振興部次長兼企画課長兼女性活躍推進室長 牛澤淳、企画課女性活躍推進室 加藤真美、力石純
(株)日本都市計画研究所 岩溪、山本

1. 開会

事務局：

ただ今から、令和2年度彦根市男女共同参画審議会を開催いたします。

会議の成立についてですが、男女共同審議会運営規則第3条第2項では、「会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない」と定められております。本日は委員15人中13人のご出席をいただいておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。なお、上橋委員、加藤委員は本日所要のためご欠席というご報告をいただいております。開会にあたり、男女共同参画社会づくり推進本部長の山田副市長よりご挨拶申し上げます。

・副市長あいさつ（山田副市長）

事務局：

それでは委員の皆様より自己紹介をお願いします。会長、副会長の選出につきましては、事前に委員の皆様からの推薦によりまして、富川委員に会長を、横田委員に副会長への就任をお願いしております。

- ・審議会会長あいさつ（富川会長）
- ・審議会副会長あいさつ（横田副会長）
- ・審議会委員 自己紹介

2. 議題

(1) 新計画における事業概要について

事務局：

本日の議題に入る前に、一点訂正があります。

前回、8月5日 書面会議方式にて開催しました審議会において、議案2「彦根市男女共同参画計画「男女共同参画ひこねかがやきプランⅡ(改定版)」に係る事業実績および事業計画報告について」にかかわる説明資料2-1にて、報告しておりました本市の男性職員の育児休業取得率に誤りがありましたので、訂正いたします。

令和元年度 本市の男性職員の育児休業取得率を対象44人中9人が取得し、20.5%と報告していましたが、正しくは対象49人中9人が取得しましたので18.4%となります。

訂正し、お詫び申し上げます。

事務局：

〈資料の説明〉

では、続いて新計画の概要ですが、この度、新たに委員にご就任いただいた方がおられますので、簡単に今までの経緯を説明します。

性別にかかわらず、互いに個性を尊重しあい一人ひとりが輝いて生きられる男女共同参画社会の実現を目指す「男女共同参画を推進する彦根市条例」に基づき、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、本市では「ひこねかがやきプランⅡ」を策定し、取り組んでおります。この計画が令和4年3月31日をもって、11年に及ぶ計画期間の満了を迎えることから、新たな計画の策定に向け、この2月に市長より諮問がありました。

この策定過程において、昨年度、市民・企業へ意識調査を実施した結果、多くの場面で、男女共同参画が望ましいとする意見が多く、男女共同参画についての認識、必要性は、ある程度定着してきていることが確認できました。(市民意識調査 36%:360人/1000人、企業 35.1% : 79社/225社)

しかし、一方で、家事労働に費やす時間では、女性の方が多く、企業においては、女性の管理職登用が低い、平均給与収入額においても男性と女性では差がある、地域活動では役員に選ばれる性に偏りがあるなど、意識と実態にはまだまだ差があることがわかりました。

この結果と現行計画の進捗状況から、新計画では、現行計画の男女共同参画についての意識改革、環境整備を継承しつつも、より実践に重点を置き、男女共同参画を実感できる社会となるような計画を目指すこととし、前回の審議会において、基本理念、将来像、基本目標を定めました。基本目標の設定の中で、特に力を入れる場面として「家庭」「地域」「働く場」としました。

今回の審議会および次回の審議会では、この基本目標に即した施策・事業の取捨選択・

修正・追加をお願いします。

(議題 1 に係る資料の説明)

まず、資料の説明をさせていただきます。

資料Ⅱ-1 をご覧ください。

新計画の素案ですが、

1 ページから 31 ページまで、第 1 章から第 3 章につきましては、前回の審議会でご指摘いただいた箇所について赤字で追加・修正しています。今回は、限られた時間の中ですので、説明は省かせていただきますが、最終完成版にむけ、今後もさらにブラッシュアップを続けたいと考えていますので、お気づきの点等ございましたら、随時、事務局までご指摘いただきますようお願いいたします。

今回の議題であります 33 ページからの第 4 章ですが、3 つの基本目標と計画の推進から成り、それぞれに施策の方向として施策・事業を掲載しています。

続いて、資料Ⅱ-2-①をご覧ください。

これは、成果指標について現行計画からの変更点をまとめたものです。資料の左側は現行プランの成果指標です。A～Q まで 17 の指標があります。次期計画では資料の右側のとおり A～M まで 13 の指標にしております。

続いて、資料Ⅱ-2-②をご覧ください。

これは、施策・事業について現行計画からの変更点をまとめたものです。

左端に資料Ⅱ-1 次期計画の素案で掲載されているページを記載しておりますので、ご参照ください。

また、右端に記載しているのは、現行プランでの通し番号です。空欄になっている事業は、新規に設定した事業です。

また、資料の最後には、現行プランから削除する施策・事業をまとめています。

なお、次期計画に掲載しない施策事業について、一部を除き、事業そのものがなくなるわけではありません。引き続き、担当課において取り組みます。

続いて、資料Ⅱ-3-①は、現行計画の成果指標について、各課からの評価内容をまとめたものであり、資料Ⅱ-3-②は、施策・事業について、各課からの評価内容をまとめたものです。

また、本日配布しております追加資料は、施策事業について、事務局での検討課題をまとめたものです。

続いて、A3 になっていきます資料Ⅱ-4は、現在、滋賀県で策定中の次期男女共同参画計画「パートナーしがプラン 2025」の骨子案です。

なお、先日、連絡があったところですが、滋賀県の現計画である「パートナーしがプラン 2020」は今年度、終期を迎えるところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため外出自粛や、休業に伴う生活不安、ストレスによるDV被害の懸念など、新たな

課題の集約および計画への反映のため、次期計画の策定期間を令和3年10月を目途に検討を進めているとのことです。

続いて、資料Ⅱ-5は、10月9日に開催されました県立男女共同参画センター“G-NETしが”による第3回市町男女共同参画担当職員研修会の中で、提供されました、現在、国において策定中の「第5次男女共同参画基本計画」についての基本的な考え方です。

国では、年内を目途に「第5次基本計画」について諮問・答申をし、閣議決定される予定とのことです。

(事業概要骨子説明)

では、戻りまして、資料Ⅱ-133ページから、本日の議題でもあります計画を推進するための「新計画における事業概要について」ですが、重複する施策や他計画での主導事業などを精査することで、現計画に比べ、スリム化し、より男女共同参画の推進に効果が期待できる施策に力点を置けるようにしました。

ただし、今回の骨子案につきましては、資料作成時期の都合上、資料Ⅱ-3-①および②各課からの評価結果、資料Ⅱ-4、県で策定中の「パートナーしがプラン2025」の骨子案、資料Ⅱ-5、国において策定中の「第5次男女共同参画基本計画」の骨子案をすべて反映したものとはなっておりませんので、本日の皆様のご意見を踏まえ、次回の審議会で反映したものをご提供したいと考えております。

資料Ⅱ-1に加え、資料Ⅱ-2-①をご覧ください。

成果指標ですが、現行計画では17の成果指標から成っていますが、来年度末の最終目標値に対し、令和元年度時点で目標を達成しているのは、「A 出前講座等の新規開催数」と「D 学校における副読本の活用」の2つです。8割以上達成しているのは、12あります。一方で、6割に満たないものは「E 市の審議会等における女性委員の割合が40～60%である審議会等の割合」、「I 市内事業所に従事する男性の育児休業取得率」、「O 配偶者等からの暴力に関する相談件数」の3つです。

成果指標について、事務局の検討事項として、現行計画「E 市の審議会等における女性委員の割合が40～60%である審議会等の割合」ですが、(女性委員の割合が40～60%である審議会等の数/市で設置している審議会等の総数)進捗状況をより細かに把握するため、審議会等の数の割合ではなく、まずは委員総数に占める女性委員の数の割合を指標にしてはどうかと考えております。

また、現行計画「D 副読本の活用」についてですが、市内24の全小中学校で活用済みであり、成果指標としては、適さないと考え、削除しております。

なお、滋賀県でも活用率(使用率)を指標としていますが、それ以外、それ以上の検証をしておらず、現時点では、新たな成果検証は予定していないとのことです。

副読本の活用率ではなく、活用後の効果や成果を指標とするならば、その検証方法をどうするか、学校現場に負担にならないような調査が必要だと考えております。

続いて、現行計画から削除しております「J 市内事業所に従事する人の年次有給休暇取得率」（平均取得日数/年次有給休暇の平均付与日数） ですが、この進捗確認は、無記名の企業アンケートの回答によるものです。回答がある事業所の従業員数に大きく影響されるという問題があります。

また、企業側にとって、年休の平均付与日数という把握が難しく、指標として残すのであれば、算出方法を検討する必要があるのではないかと考えております。

続いて、現行計画「K 市内事業所におけるハラスメント相談窓口設置率」（ハラスメント相談窓口を設置している事業所数/アンケートに回答した事業所数） ですが、これも進捗確認は無記名の企業アンケートの回答です。アンケートの回収率に影響を受けること、また、昨年実施した企業意識調査から、制度については、ある程度（85%）整備されてきている状況を確認できていることから削除しています。（企業意識調査 P. 101～）

続いて、現行計画「O 配偶者等からの暴力に関する相談件数」についてですが、これは、件数が増えることがいいのか、悪いのかという問題があります。また、市民意識調査の結果から第一の相談窓口として認識されているのは、警察であることから削除しております。

続いて、現行計画においてこれらの成果指標を達成するための具体的な施策事業は101にも上ります。

新計画では、より実効性、有効性を高めるため、重複するものや統合できるものを整理し、全体的にスリム化し、施策事業の総数は68としました。

削除、統合した事業については、資料Ⅱ-1に併せて、資料Ⅱ-2-②をご参照ください。

「家庭」と「地域」は関連する部分が多いため、基本目標1で併せて掲載しており、基本目標1に属する事業は21、基本目標2「働く場」に属する事業は22あります。主に現行計画からの統合や継続事業です。

また、骨子案には反映しておりませんが、追加資料の裏面、最後に掲載していますとおり、庁内で表現ガイドブックを作成、活用することを新規事業として考えております。

これは、現在、本市では、発行物に対し、男女共同参画の視点に立った明確な表現方法の基準というものはなく、それぞれ担当課が独自で判断し、気を付けているところであるため、表現やイラストの注意点など一定の基準を示すことで、判断における各課の負担を減らすとともに、市民の皆さまに先入観や固定的役割分担に対し、誤解を招く表現をなくし、男女共同参画を推進していくことを目指すものです。

施策事業については、数が多いため、事務局としての大まかな課題を申し上げます。

まず、①「市が介入できない事業については取り組みが難しい」、②「啓発事業が多いが、広報ひこねの発行の見直しもあり、啓発ツール、啓発方法について、検討する必要がある」、③「コロナを含む防災視点の事業を強化した方がいいのではないか」と、いうものです。個別の課題については、追加資料にまとめていますので、ご参照ください

い。

なお、繰り返しになりますが、資料Ⅱ-1 今回の骨子案につきましては、各課からの評価結果、資料Ⅱ-4、県で策定中の「パートナーしがプラン 2025」の骨子案、資料Ⅱ-5、国において策定中の「第5次男女用同参画基本計画」の骨子案を反映したものとはなっておりません。本日は、時間の都合もありますので、大まかな概要を一旦、お示しさせていただきます。今回、大変資料が多いにもかかわらず、資料提供が間際となり、資料を熟読していただくには、十分な時間ではなかったのではないかと考えられますので、本日の審議会で、事業の詳細を決定するのは難しいと考えております。

今回は、次期計画へ位置付ける施策・事業の導入と捉え、次回の審議会で詳細を詰めていきたいと考えておりますので、現段階での施策事業の骨子案について、幅広い視点でのご意見、ご審議をお願いいたします。

本日、皆様のご意見をふまえ、次回の審議会で反映したものをご提供したいと考えております。なお、県や国の情報につきましては、現段階の情報提供であり確定したものではないということをお知らせいたします。また次回の審議会では各事業の詳細を説明いただくため、担当部局から出席を要請することも考えておりますが、コロナによる三密を避けるため、すべての担当課に出席を要請するのは難しい状況です。特別に意見を聞きたいという事業や部署がありましたら合わせてご検討いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、事務局案としての施策事業の概要及び方針となります。
会 長：

どこからどのようにご意見をいただければよいのか難しいところもあるかと思いますがご意見等お願いいたします。

委 員：

7月に国の「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」が出ているので、資料Ⅱ-①彦根市男女共同参画ひこねかがやきプランⅢ【素案第4章】との整合性をとる必要があります。また、P22の7.課題のまとめについての整理が必要です。全体的に、国から出たものとの整合性や、アンケート調査結果を事業・施策にどう反映するのか等を整理し事務局に出したいと思っております。中身についてはもう少し練りたいところです。

委 員：

私は男女共同参画の推進のために男女共同参画地域推進員として活動をしてきました。その活動の一環で事業所に電話での啓発を行っております。彦根市と取引のある事業所はマンネリ化し、彦根市の男女共同参画の啓発の思いが伝わっていない事業所が多いと思っております。

事 務 局：

ただ今の委員のご説明の中でありました言葉の説明をさせていただきますと、公募の7名の地域推進員を彦根市から委嘱させていただいております。市と市民、事業所との橋渡しの

な存在になっていただいております、自治会や事業所の要請に応じて男女共同参画についての出前講座を開催させていただいております。現計画の成果指標にもありますが、近年の伸びがあまりなく、申し込まれる事業所が固定化されており、それ以外新規の申し込みが少ないということが一つの課題となっております。コロナの状況があり地域推進員から直接電話をしていただき、事業所の話聞き啓発していただく等の活動をしております。中には事業所独自で研修されているところもありますので、必ずしも出前講座の件数が少ないので伸びていないことにはならないかもしれません。事業所独自のノウハウを持たれているところもありますので、調査する必要があるかと考えております。次期計画にも成果指標としてどのようにあげていくのか表現を検討する必要があると感じております。

会 長：

次期計画の成果指標にもあげているということですが、具体的にどの成果指標ですか。

事務局：

P34. A「出前講座等の新規開催数」（自治会）、B「出前講座の新規開催数」（団体）、P41のD「出前講座の新規開催数」（事業所）の成果指標になっております。地域向けと、事業所向けとを進捗状況を把握するため分けております。団体につきましては地域か事業所のどちらかに組み込んでよいと感じております。また、新規開催数の単位については検討させていただきたいと思っております。1回の開催で複数の事業所が来られている場合もあり、それを1回とカウントしています。単位を事業所の参加人数にするのか、一つの組織で考えるのかについて今後検討させていただきたいと思っております。

会 長：

独自の取組をされている事業所については今後調査をされるということですが、そのあたりは成果指標の中に取り込んでいかれるのですか。

事務局：

独自の事業所の調査については、毎年進捗状況についてアンケートを送付し、無記名で返信いただき状況を確認しています。独自で取り組みされているかどうかは、無記名なので追跡調査できず、今後どのように調査をするのかは課題になってくるかと思っております。今は電話での聞き取りをさせてもらっていますが、限られた時間での電話で全てについての聞き取りは難しく、十分にはいかないと感じております。

委 員：

実際、彦根市には支社や支店が多く「支店なので本社に聞かないとわからない」等の回答が多いです。男女共同参画について彦根の取組等、具体的な内容を電話で聞くことは難しく表面的な回答が多い状況です。

事務局：

啓発事業の難しいところで、資料を送っても事業所にとって、男女共同参画は、すぐに目に見えるメリットを感じにくいということもあり、後回しにされることが多いと感じております。見ていただけるような資料の作成方法を工夫していますが、効果的な啓発が難しい状

況ですが、一つの手段として電話等で啓発を続けていきたいと考えます。

会 長：

中々、啓発が難しい現状にあるということですね。現状に対して何か打破できる案はありますか。

委 員：

アンケートは簡単でわかりやすい方が答えやすく良いと思います。また、アンケートの実施方法については工夫をして欲しいです。

会 長：

紙での調査も良いが、今はネットを使った調査方法もありますので、より良い調査方法を考えながら検討いただければと思います。

事 務 局：

事業所としては構えてしまわれることもありますので、アンケートの調査をさせていただく際には、もう少し答えやすい内容を検討したいと思います。比較的、関心の高い事業所から返信いただいた中で率を出しますので、実態とは差異があるかもしれないと思います。企業訪問等お話を聞きに回ることも一つの手段ではないかと考えます。

委 員：

追加資料のクォータ制の導入、女性の登用促進のところで、黒丸がついていますが、次の計画の骨子案から外すということですか。

事 務 局：

黒丸については次期計画には載っていないものです。「審議会への女性の登用促進」の手段の一つがクォータ制であると考え、統合でよいのではないかとすることでそのようにしております。

委 員：

イメージとしてクォータ制は、女性の登用だけでなく、男性に多く関わってもらうためのクォータ制も含んでいます。具体的には男性社員の育児休業取得をクォータ制にすることを思っていますので、外れるのは違和感があります。また、ひこねかがやきプランⅡ.P40の0「配偶者等からの暴力に関する相談件数」について、数字が増えたことで目指すところが見えないから外すということですか。

事 務 局：

確かに一つの指標ですので、泣き寝入りをする方が減ることを目指したということもあります。本来は相談があり、解決につながっているのか予防につながっているのかが目指すところだと考えております。ただ、解決につながったかはデリケートな問題となり追跡できないこともありますのでDVの相談件数を指標に残すのであれば、減っていく方を目標にするのか、増える方を目標にすべきかについて皆様のご意見をいただきたいと思います。進捗状況を図るための指標について何がどのように成果につながっているのかは難しく、指標を残すか残さないかを含めて皆様のご意見をいただければと思います。

委員：

コロナ禍で女性の自殺が前年と比べ40%増え、その背景にDVがあったのではないかという情報があります。DVの今ある実態と、解決しているかどうかについて知る方法があれば良いと思うのですが難しい状況です。計画としてDVについて何らかの表現を入れておいた方が良いのではないのでしょうか。

会長：

その辺りについて、県の動き等はどうなっていますか。

事務局：

資料Ⅱ-④であります。県の方でも女性への暴力に関しては指標に残す方向です。自殺の件につきましては、骨子案から除いてはいます。自殺の防止は、障害福祉課で力を入れる施策として考えています。DVが影響しての自殺なのか、コロナ禍の中でのDVなのか、もしくは今回のコロナ禍で職を失う方が多いということも一つの原因かと思いますが、まだ結果が出るにはまさに状況下にあるので判断については検討が必要です。

委員：

審議会における女性の割合について、令和元年度、国39.6%、滋賀県40.9%、彦根市25.4%とあります。彦根市の割合から女性の意見を聞く率が低いと思います。これについて根本的に取り組んでいただきたい。また、ジェンダーギャップ指数でもありますが、日本は121位と低くもっとグローバルな視点で取り組んでほしいと思います。特に彦根市は滋賀県内でも低いので力を入れてほしいです。

事務局：

審議会への女性の登用は大きな課題として感じています。改善施策の一つとしてクオータ制があります。クオータ制にするためにはまず、女性の委員候補を紹介できる状態にする必要があると考えます。資料Ⅱ-1 ひこねかがやきプランⅢ. P42. 通し番号23. 「女性人材バンクの活用」とありますように女性人材バンクを彦根市では設けており、今年是要綱を改正しました。去年までの登録要件を緩和し枠を広げ、登録を呼びかけております。登録いただいた方を他課での審議会や専門家として呼びたい時に、企画課で把握し、女性人材バンクから紹介させていただけるものになっています。各課での委員会の改選時期に合わせなければならないこと、毎年数人の登用になっていること、人材バンクの登録者の高齢化等があることから登録者の打診を図りながらPRしていきたいと思っております。

会長：

人材バンクのPRはどのような手法ですか。

事務局：

庁内の業務システムを使って全庁に通知させてもらっています。今年度10月末までに現在の登録者に更新するのを確認し、情報を取りまとめ各課にPRを毎年しております。

会長：

審議会の委員の募集の際に女性の委員を増やす様な審議会の PR は全庁的にしていますか。

事務局：

全庁的にはしていません。審議会の委員を募集する際にその審議会の意義や目的の PR を各課でおこなっていますが、女性の登用に関しての PR は出来ていません。

会長：

例えば今のように審議会に参加したいと思えるような人を増やしていくには何をすればよいのかということです。審議会の仕組みなども含めて PR していただければよいのではないかと思います。

委員：

どのように PR したらよいのかについて、キャッチコピーのようなものが必要かと思います。また、自分の関心ごとに自分の意見が反映されると関心が湧いてくるのではないかと思います。

委員：

女性が退職し家庭に入ると、公募と言っても手を上げにくいです。日本社会は誰かに言われなければ行動しない社会です。子育てを終え長い人生の中で自分のしたかったことをするために、女性が参加できる色々な彦根市の施策や取組を市の広報やホームページ等で PR していただきたいと思います。女性が社会参加をする制度があるということを知ることが重要であり、社会に貢献できる女性の希望や力を彦根市の計画にしてほしいと思います。

会長：

先ほどのキャッチコピーとつながりますが、より具体的なイメージが湧く説明が必要ではないかと思います。まずはキャッチコピーから考えていただければと思います。

事務局：

次回専門部会に分かれてお話いただくかと思うのですが、特に地域家庭の分野ではどの世代をターゲットにするかで内容が変わってくるかと思います。退職した世代、現役世代、若者世代等、それぞれに対して同じ施策では行き届かないところがありますので、専門部会に分かれていただく際にはそういった視点も入れてご意見をいただければと思います。先日の学生座談会でもありましたが、学生が受け取れる啓発のツールと親世代等、世代に応じて使っているものが違ってきます。一番届きやすい啓発方法と事業とを分けていかなければならないことを課題としてとらえておりますので、ご意見をお願いしたいと思います。

3. 専門部会について

部会長・副部会長選出

第1部会「家庭」／第2部会「地域」／第3部会「働く場」

事務局：

彦根市男女共同参画審議会運営規則第5条「審議会は必要に応じ専門の事項を調査審議するため、専門部会をおくことができる」ことから、今後事業内容についてより効率的かつ専

門的にご審議いただくため、専門部会に分かれていただきご審議をお願いします。

専門部会は次期計画において力点を置く場面と考えております。「地域」「家庭」「働く場」の3部門について設置します。各専門部会の委員については、彦根市男女共同参画審議会専門部会設置要領第2条「専門部会に属すべき委員は、彦根市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の会長（以下「会長」という。）が指名する」とあることから、事前に富川会長にご指名いただいております。先にお配りした専門部会名簿の通りです。各部会長、副部会長の選出について、専門部会設置要領第3条「専門部会に部会長および副部長1人を置き、部会の属する委員の互選により定める」となっております。部会長には今後議事進行及び審議会への結果報告をお願いします。本来でしたらこの場で部会に分かれていただき、互選いただくところですが、時間の都合がございますので、この場で選出をお願いしたいと思います。選出方法はいかがさせていただきますでしょうか。

(事務局に一任)

事務局：

それでは、

第1部会「家庭」部会長 富川委員、副部会長 東委員

第2部会「地域」部会長 森委員 副部会長 成宮委員

第3部会「働く場」部会長 横田委員、副部会長 安達委員

をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(拍手 承認)

事務局：

承認いただきましたので、次回から本格的に専門部会でご意見をお願いいたします。

4. その他

事務局：

(1) ワーキングメンバー研修会開催結果について

資料Ⅱ-⑥、本市では男女共同参画の推進に向けて市の内部組織として、男女共同参画社会づくり推進本部を設け、本部員、幹事、ワーキングメンバーそれぞれのレベルで取り組みを進めている。今年度各所属から選出された66名のワーキングメンバーに対し、本市の業務システムによる事務局で作成した資料を使ったりレポート研修を9月に実施。資料Ⅱ-⑥は研修結果。

(2) 学生座談会の開催について

これからの社会を担う学生から、彦根市男女共同参画についての率直な意見を聞

く機会として、10月28日、聖泉大学、華頂短期大学、佛教大学の学生にズームを使い座談会を開催。

概要について次回の審議会であらためて報告。

(3) 彦根城パールライトアップについて

11月12日から25日の女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて11月12日、彦根城及び夢京橋キャッスルロードをシンボルカラーであるパープルにライトアップ。11月12日は彦根駅前街頭啓発の予定。

会 長：

以上で本日の議事につきましてはすべて終了いたします。

事務局：

本日は委員の皆様におかれましてはご審議をいただきましてありがとうございました。本日の審議会の内容は彦根市のホームページに掲載いたします。議事録を作成した後、委員の皆様を確認をお願いし、最終的には富川会長の承認を得て、掲載を確定したいと思いますのでよろしくお願いいたします。また次回の審議会は令和3年2月の開催で現在調整しております。開催の案内、出欠確認等につきましては、書面にて詳細を通知させていただきます。

5. 閉会

会 長：それでは令和2年度第2回彦根市男女共同参画審議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。